平成２３年（フ）第１５７号
山口県宇部市大字東須恵1201番地30、従前の住所山口県宇部市大字中野開作432番地３
債務者　高山　麗子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１５９号
山口県山陽小野田市大字郡1194番地２、旧住所山口県山陽小野田市中川６丁目２番１号
債務者　佐伯　広宣
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１６０号
山口県宇部市浜町２丁目９番16号
債務者　井形　昌治
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４３３号
北海道山越郡長万部町字大浜27番地の２
債務者　久保田修司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
滋賀県米原市西坂454番地
債務者　山川　茂和
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
滋賀県長浜市高月町落川228番地
債務者　藤井　　昭
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
函館市花園町27番15号
債務者　菊池　隆嘉
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９５号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目14番12号
債務者　佐藤　隆太
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９６号
函館市深堀町35番10号
債務者　中西百合子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９８号
北海道北斗市久根別４丁目２番23号
債務者　粟島　由衣
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
山形県飽海郡遊佐町比子字白木78番地
債務者　本間　友子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４９５号
静岡県沼津市三枚橋竹ノ岬705番地の20
債務者　西田　都子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
滋賀県長浜市平方町254番地
債務者　上田　武将
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
滋賀県長浜市南小足町334番地33
債務者　奥出　幸夫
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
鹿児島県出水市今釜町839番地
債務者　杉内　正義
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
北海道川上郡標茶町字多和325番地２
債務者　前畑　　緑（旧姓菅原・坂本）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
釧路市鳥取大通８丁目３番14号
債務者　佐久間博樹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３４８号
釧路市昭和北３丁目20番17号
債務者　木下　秀之
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所